

扶養義務の準拠法に関する議定書

この議定書の署名国は、
扶養義務の準拠法に関する共通の規則を定めることを希望し、
1956年10月24日の子に対する扶養義務の準拠法に関するヘーグ条約及び1973年10月2日の扶養義務の準拠法に関するヘーグ条約を現代化することを希望し、
2007年11月23日の子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約を補完し得る準拠法に関する原則を発展させることを希望し、
このため議定書を締結することに決定して、次のとおり協定した。

第1条 適用範囲

- 1 この議定書は、親族関係、親子関係、婚姻関係又は姻族関係から生ずる扶養義務（父母の婚姻関係の有無にかかわらず、子に対する扶養義務を含む。）の準拠法を定める。
- 2 この議定書を適用してされた決定は、前項のいずれの関係の存在にも影響を及ぼさない。

第2条 普遍的適用

この議定書は、準拠法が非締約国の法律である場合においても適用する。

第3条 準拠法に関する原則

- 1 扶養義務は、この議定書が別段の定めをする場合を除き、扶養権利者の常居所地国の法律により規律される。
- 2 扶養権利者の常居所に変更がある場合には、その変更の時から新たな常居所地国の法律を適用する。

第4条 特定の扶養権利者を優遇する特則

- 1 この条の規定は、次の扶養義務の場合について適用する。
 - a) 子に対する親の扶養義務
 - b) 21歳未満の者に対する親以外の者の扶養義務（第5条の関係から生ずる義務を除く。）及び
 - c) 親に対する子の扶養義務
- 2 扶養権利者が前条の法律により扶養義務者から扶養を受けることができない場合には、法廷地法を適用する。
- 3 前条の規定にかかわらず、扶養義務者がその常居所を有する国の権限当局に扶養権利者が申立てをした場合には、法廷地法を適用する。ただし、扶養権利者がこの法律により扶養義務者から扶養を受けることができない場合には、扶養権利者の常居所地法を適用する。
- 4 扶養権利者が前条及び前2項の法律により扶養義務者から扶養を受けることができない場合には、これらの者が共通の国籍を有する国の法律があればそれを適用する。

第5条 配偶者及び配偶者であった者に関する特則

配偶者の間、配偶者であった者の間又は無効とされ若しくは取り消された婚姻の当事者との間の扶養義務に関しては、当事者の一方が【訳注：第3条の規定の適用に対して】異議を述べ、かつ、他の国【訳注：扶養権利者の常居所地国以外の国】特にこれらの者の最後の共通常居所地国の法律が婚姻とより密接な関係を有する場合には、第3条の規定は適用しない。このような場合には、当該他の国の法律を適用する。

第6条 抗弁についての特則

親子関係から生ずる子に対する扶養義務及び第5条の扶養義務以外の扶養義務に関しては、扶養義務者は、扶養義務者の常居所地法及び当事者が共通の国籍を有する国の法律があればそのいずれによってもそのような扶養義務がないことを理由として、扶養権利者からの請求を争うことができる。

第7条 個別の手続のための準拠法の指定

- 1 第3条から前条までの規定にかかわらず、扶養権利者及び扶養義務者は、特定の国における個別の手続のためにのみ、その国の法律を扶養義務の準拠法として明示的に指定することができる。
- 2 そのような手続の開始前にされる指定は、当事者双方により署名された合意であって、書面によるもの又はその中に含まれた情報が後の参照のために利用することができるアクセス可能な媒体に記録されたものによらなければならない。

第8条 準拠法の指定

- 1 第3条から第6条までの規定にかかわらず、扶養権利者と扶養義務者は、いつでも次の法律のいずれかを扶養義務の準拠法として指定することができる。
 - a) 指定時においていずれかの当事者が国籍を有するいずれかの国の法律
 - b) 指定時におけるいずれかの当事者の常居所地国の法律
 - c) これらの者の財産制について、当事者により準拠法として指定された法律又は実際に適用された法律
 - d) これらの者の離婚又は法律上の別居について、当事者により準拠法として指定された法律又は実際に適用された法律
- 2 そのような合意は、書面により、又はその中に含まれた情報が後の参照のために利用することができるアクセス可能な媒体に記録されなければならない。かつ、当事者双方により署名されなければならない。
- 3 第1項の規定は、18歳未満の者及びその人的な能力の障害又は不十分さのためにその利益を守ることができない成年者の扶養義務については適用しない。
- 4 第1項の規定に従って当事者により指定された法律にかかわらず、扶養権利者がその扶養についての権利を放棄することができるか否かは、指定時における扶養権利者の常居所地法により決定される。
- 5 指定時において、当事者がその指定の結果について十分に知らされ、かつ、認識していた場合を除き、当事者により指定された法律の適用が当事者のいずれかにとって

明らかに不公正又は不合理な結果をもたらす場合には、その法律は適用しない。

第9条 「国籍」の「ドミサイル」への読替え

家族問題の連結点として「ドミサイル」の概念を有する国は、その当局において取り扱う事案については、第4条及び第6条の「国籍」をその国において定義される「ドミサイル」に読み替えることをヘーグ国際私法会議常設事務局に通知することができる。

第10条 公的機関

扶養に代えて扶養権利者に対して行われた給付の償還を求める公的機関の権利は、その機関が従う法律により規律される。

第11条 準拠法の適用範囲

扶養義務の準拠法は、特に次の事項を決定する。

- a) 扶養権利者が扶養を請求することができるか否か、どの程度まで請求することができるか及び誰に請求することができるか。
- b) 扶養権利者がどこまで過去の扶養を請求することができるか。
- c) 扶養料の額の算出の根拠及びインデクセーション
- d) 誰が扶養請求の手続を開始する権利を有するか（手続上の能力及び手続における代理に関する問題を除く。）。
- e) 時効及び期間制限
- f) 公的機関が扶養に代えて扶養権利者に対して行われた給付の償還を求める場合における扶養義務者の義務の限度

第12条 反致の排除

この議定書において、「法律」とは、ある国において効力を有する法律であってその抵触法の規則以外のものをいう。

第13条 公序

この議定書において決定された法律の適用は、その結果が法廷地の公の秩序に明らかに反する限りにおいて、拒否することができる。

第14条 扶養の額の決定

準拠法が別段の定めをする場合であっても、扶養の額を決定するに当たっては、扶養権利者の需要及び扶養義務者の資力のほか、扶養権利者が定期的な扶養の支払に代えて受領したすべての補償についても考慮しなければならない。

第15条 国内的な抵触についての議定書の不適用

- 1 異なる法制又は法律の準則が扶養義務の準拠法について適用される締約国は、そのような異なる法制又は法律の準則の間のみ抵触についてこの議定書の規則を適用す

る義務を負わない。

2 この条の規定は、地域経済統合組織については適用しない。

第 16 条 地域的不統一法国

1 異なる地域において二つ以上の法制又は法律の準則がこの議定書において扱われる事項に関して適用される国については、

a) 国の法律とは、適切な場合には、関係する地域において効力を有する法律を指す。

b) その国の権限当局及び公的機関とは、適切な場合には、関係する地域において行動することを認められた者を指す。

c) その国における常居所とは、適切な場合には、地域における常居所を指す。

d) 2 名の者が共通の国籍を有する国とは、その国の法律により指定される地域を指し、関係する規則がない場合には、その扶養義務が最も密接な関係を有する地域を指す。

e) ある者が国籍を有する国とは、その国の法律により指定される地域を指し、関係する規則がない場合には、その者が最も密接な関係を有する地域を指す。

2 それぞれがその独自の法制又は法律の準則を有する二つ以上の地域からなる国に関してこの議定書により取り扱われる事項についてこの議定書において準拠法を定めるためには、次の規則を適用する。

a) そのような国においてどの地域の法律が適用されるかを定める規則が効力を有している場合には、その地域の法律を適用する。

b) そのような規則がない場合には、前項に定める関係する地域の法律を適用する。

3 この条の規定は、地域経済統合組織については適用しない。

第 17 条 人的牴触

異なる人の範疇に適用される二つ以上の法制又は法律の準則を有する国に関してこの議定書により取り扱われる事項についてこの議定書において準拠法を定めるためには、そのような国の法律とは、その国において効力を有する規則により決定される法制を指す。

第 18 条 従前のヘーグ扶養条約との調整

締約国間の関係においては、この議定書は、それらの締約国間における 1973 年 10 月 2 日の扶養義務の準拠法に関するヘーグ条約及び 1956 年 10 月 24 日の子に対する扶養義務の準拠法に関するヘーグ条約に代わるものとする。

第 19 条 他の国際的協定との調整

1 この議定書は、締約国が当事国であり又は当事国になる国際的協定であって、この議定書により規律される事項に関する規定を含むものには、そのような協定の当事国により反対の宣言がされない限り、影響を及ぼさない。

2 前項の規定は、関連国間の地域的な又はその他の特別な関係に基づく統一法につい

ても適用する。

第 20 条 統一的解釈

この議定書の解釈に当たっては，その国際的性格及びその適用における統一を促進する必要性について配慮がされなければならない。

第 21 条 議定書運用の調査

- 1 ヘーグ国際私法会議事務局長は，この議定書の運用を調査するため，必要に応じて特別委員会を開催しなければならない。
- 2 このような調査のため，締約国は，この議定書の適用に関する判例の収集について常設事務局に協力しなければならない。

第 22 条 経過規定

この議定書は，締約国においてその国に関してこの議定書が効力を生ずる前の期間について請求される扶養については適用しない。

第 23 条 署名，批准及び加入

- 1 この議定書は，すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 この議定書は，署名国により批准，受諾又は承認をされなければならない。
- 3 この議定書は，すべての国による加入のために開放しておく。
- 4 批准書，受諾書，承認書又は加入書は，この議定書の寄託者であるオランダ王国外務省に寄託する。

第 24 条 地域経済統合組織

- 1 主権国家のみにより構成され，かつ，この議定書が規律するいくつかの又はすべての事項に関して権限を有する地域経済統合組織も，この議定書について署名し，受諾し，承認し，又は加入することができる。その場合には，地域経済統合組織は，この議定書が規律する事項に関してその組織が権限を有する限りにおいて，締約国としての権利を有し，かつ，義務を負う。
- 2 地域経済統合組織は，署名，受諾，承認又は加入の際に，この議定書が規律する事項であって，構成国によりその組織に権限が委譲されたものを書面で寄託者に通告しなければならない。その組織は，本項によりされた最新の通知において特定された権限の変更については書面により速やかに寄託者に通告しなければならない。
- 3 地域経済統合組織は，署名，受諾，承認又は加入の際に，第 28 条の規定に従って，この議定書が規律するすべての事項に関してその組織が権限を行使し，かつ，その構成国であってそれらの事項に関して地域経済統合組織に権限を委譲したものがその組織の署名，受諾，承認又は加入によりこの議定書に拘束されることを宣言することができる。
- 4 この議定書が効力を生ずるためには，地域経済統合組織により寄託される文書は，その地域経済統合組織が前項の規定に従って宣言をしない限り，数には入れられない。

5 この議定書において「締約国」又は「国」は、適切な場合には、この議定書の当事者である地域経済統合組織をも意味する。第3項の規定に従って地域経済統合組織により宣言がされた場合において、適切なきには、この議定書において「締約国」又は「国」は、その組織の関係する構成国をも意味する。

第25条 効力発生

- 1 この議定書は、第23条の批准書、受諾書、承認書又は加入書のうち2番目に寄託されるものの寄託の後3箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずる。
- 2 その後、この議定書は、次の日に効力を生ずる。
 - a) その後にこれを批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する国又は第24条の地域経済統合組織については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後3箇月の期間が満了する月の翌月の初日
 - b) 第26条の規定に従ってこの議定書が適用された地域については、同条の宣言の通告の後3箇月の期間が満了する月の翌月の初日

第26条 不統一法国に関する宣言

- 1 国がこの議定書において扱われる事項に関して異なる法制が適用される二つ以上の地域を有する場合には、その国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、第28条の規定に従って、この議定書とその全部の地域について又は一部の地域のみについて適用することを宣言することができ、かつ、この宣言を他の宣言をすることによりいつでも変更することができる。
- 2 そのようないずれの宣言も、寄託者に通告しなければならない。かつ、この議定書が適用される地域を明示しなければならない。
- 3 国がこの条の規定による宣言をしなかった場合には、この議定書は、その国の全部の地域について適用される。
- 4 この条の規定は、地域経済統合組織については適用しない。

第27条 留保

この議定書についてはいかなる留保もすることができない。

第28条 宣言

- 1 第24条第3項及び第26条第1項の宣言は、署名、批准、受諾、承認若しくは加入の際に、又はその後いつでもすることができ、かつ、いつでも修正し、又は撤回することができる。
- 2 宣言、修正及び撤回は、寄託者に通告する。
- 3 署名、批准、受諾、承認又は加入に際してされた宣言は、当該国についてこの議定書が効力を生ずると同時に、効力を生ずる。
- 4 その後にされた宣言及び宣言の修正又は撤回は、その通告が寄託者に受領された日の後3箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第 29 条 廃棄

- 1 この議定書の締約国は、寄託者に対する書面による通告によりこの議定書を廃棄することができる。廃棄は、この議定書が適用される不統一法国のうちの特定の地域に限定して行うことができる。
- 2 廃棄は、その通告が寄託者に受領された日の後 12 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずる。通告において、廃棄が効力を生ずるためにより長い期間が定められている場合には、廃棄は、通告が寄託者に受領された日の後その長い期間が満了することにより効力を生ずる。

第 30 条 通告

寄託者は、ヘーグ国際私法会議の構成国並びに第 23 条及び第 24 条の規定に従って署名、批准、受諾、承認又は加入をした他の国及び地域経済統合組織に対し、次の事項を通告する。

- a) 第 23 条及び第 24 条の署名、批准、受諾、承認及び加入
- b) この議定書が第 25 条の規定に従って効力を生ずる日
- c) 第 24 条第 3 項及び第 26 条第 1 項の宣言
- d) 第 29 条の廃棄

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

2007 年 11 月 23 日にヘーグで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、オランダ王国政府に寄託するものとし、その認証謄本は、外交上の経路を通じて、ヘーグ国際私法会議の第 21 会期の時の各構成国及び同会期の他の各出席国に送付する。